

鎌ヶ谷市教育委員会会議録

平成28年8月定例会

- 《1 期 日》 平成28年8月31日（水）
開会 午後2時00分
閉会 午後4時00分
- 《2 会 場》 総合福祉保健センター4階会議室
- 《3 出席者》 皆川 征夫 教育長
皆川 準一 教育長職務代理者
庄 司 剛彦 委員
奥 村 さかえ 委員
住 石 英 治 委員
- 《4 出席職員》 山崎 正史 生涯学習部長
笠井 真利子 生涯学習部参事（事）文化・スポーツ課長
吉野 光雄 生涯学習部参事（事）市民会館長
小川 宏宜 生涯学習部副参事
石黒 茂 生涯学習部副参事（事）学校教育課長
後藤 由美 教育総務課長
青木 真也 生涯学習推進課長
崎田 浩史 教育総務課主幹
大関 克由 生涯学習推進課主幹
関 正人 教育総務課教育総務係長
- 《5 議決事項》
- 議案第1号 鎌ヶ谷市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第2号 鎌ヶ谷市立学校事案決定規程の制定について
- 議案第3号 鎌ヶ谷市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務取扱要綱の

一部を改正する告示の制定について

《6 報告事項》

報告第1号 鎌ヶ谷小学校の学級増に伴う通学区域の見直しに係る対応（案）
について

報告第2号 中学校総合体育大会の結果について

報告第3号 北海道ファームステイについて

報告第4号 9月の行事予定

報告第5号 学校の近況報告について（指導）

報告第6号 学校の近況報告について（管理）

《7 傍聴者》

なし

教育長 ただいまから、平成28年度鎌ヶ谷市教育委員会8月定例会を開会
いたします。本日は、定例で出席している者のほかに、事務局の補助
説明員として、「学校教育課学務保健室長、生涯学習推進課主幹およ
び文化・スポーツ課主幹」の出席を、鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第
14条の規定により認めることとします。

本日の8月定例会の会議録署名委員については、庄司教育委員を
指名します。

本日の審議案件について、事務局の説明をお願いします。

教育総務課長 本日の審議案件は、「議案事項3件」及び「報告事項6件」です。
よろしく、ご審議の程お願いいたします。

教育長 まず、議案第1号「鎌ヶ谷市立小学校及び中学校管理規則の一部を
改正する規則の制定について」及び議案第2号「鎌ヶ谷市立学校事案
決定規程の制定について」は、関連議案ですので、一括して審議しま

す。

議案第1号、議案第2号を一括して審議することにご異議はございませんか。

委員

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんので、議案第1号、議案第2号を一括して審議することといたします。

それでは、議案第1号「鎌ケ谷市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第2号「鎌ケ谷市立学校事案決定規程の制定について」、事務局の説明をお願いします。

生涯学習部
副参事

議案第1号「鎌ケ谷市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

鎌ケ谷市内の小学校に副校長が配置されたことに伴い、校長と副校長のそれぞれの事案の決裁を明確にするために、事案の決定について追加するものでございます。

提案理由は、平成27年度より鎌ケ谷小学校に副校長が配置されました。配置された主な理由は、市内最大規模の小学校で、教職員数は70名を超えており、社会の多様な価値観の統合、判断行動のよりどころとしたいこと、経験豊富な教職員と若年教職員との連携を図りつつ児童を教育していくにふさわしい人材育成の中心的存在としたいこと、地域からの要望や苦情に対して、その課題解決に向けた組織の構築を図るとともに、その問題に対して、有効な対応を行わせたいと考えたことなどから、大規模校である鎌ケ谷小学校に副校長を配置することとなりました。

そこで、新たに事案の決定について明記し、校長と副校長のそれぞれの決裁を明確にしようということで、鎌ケ谷市の小学校及び中学校の管理規則の一部を改正し、副校長についての記載の追加を行うものでございます。管理規則の一部改正と併せて、新たに鎌ケ谷市立学校事案決定規程を制定し、校長、副校長のそれぞれの事案の決裁を具体

的かつ明確にいたします。

鎌ケ谷市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとし、追加した文言については、第8条の7の次に1条を加え、第8条の8に事案の決定を新たに記載し、校長、副校長の事案の決裁については、別途、鎌ケ谷市立学校事案決定規程を新たに制定し、校長、副校長の決裁を明確にすることといたしました。

次に、議案第2号「鎌ケ谷市立学校事案決定規程の制定について」でございます。

提案理由は、鎌ケ谷市内の小学校に副校長が配属されたことに伴い、校長と副校長のそれぞれの事案の決裁を明確にするために、事案の決定について定めるため、鎌ケ谷市立学校事案決定規程を新たに制定するものでございます。

本来は、校長が最終決定を行い、全ての決裁を行いますが、学校教育法の一部が改正され、副校長に校長の権限の一部を任せることが可能となりました。学校教育法第37条第5号に、副校長は校長を助け、校長の名を受けて公務を司ることができるとあります。そこで、副校長の公務に関する内容の決定について、本規程を制定いたします。

鎌ケ谷市立学校事案決定規程を次のように定めるものとし、第1条趣旨から記載しております。

この中で、第3条に校長が決裁すべき事案及び副校長が専決すべき事案は別表のとおりとすると記載しており、校長、副校長のそれぞれ決裁する内容を表にまとめてあります。基本的には、重要事項は校長が行い、定例の報告や軽易な内容につきましては、副校長が行うというのが全体的な内容でございます。

第4条に校長は、別表に掲げる副校長が専決すべき事案の全部又は一部について、あらかじめ事案を指定し、副校長に専決させることができると記載しており、事前に校長が、副校長に対してあらかじめ指示を出しておくということを記載しております。

教育長

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見がございますでしょうか。

皆川委員

副校長を置く際の定義をもう一度教えてください。

生涯学習部

学校教育法が改正され、校長、教頭に加え、副校長を置くことができることとなりました。東葛地区では3校に副校長が配置されています。副校長に関しては、学校の状況や市の要望など、色々な条件で配置されており、決まった定義はございません。

教育長

ほかにごございませんでしょうか。

教育長

それでは、お諮りいたします。

議案第1号「鎌ヶ谷市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第2号「鎌ヶ谷市立学校事案決定規程の制定について」、原案のとおり決することに、ご異議ありませんでしょうか。

委員

(異議なし)

教育長

議案第1号「鎌ヶ谷市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第2号「鎌ヶ谷市立学校事案決定規程の制定について」は、ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号「鎌ヶ谷市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示の制定について」、事務局の説明をお願いします。

学務保健室長

議案第3号「鎌ヶ谷市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示の制定について」ご説明いたします。

提案理由は、就学援助申請者に対し、教育委員会の決定に不服があ

った場合の手続きを示す必要があることから、様式に教示文を追記するとともに、文言の整理をしようとするものでございます。

条文の文言の整理ですが、就学援助費は教育委員会が、申請者に対して「支給」する者であるから、第6条、第7条ともに「受給」としていたものを「支給」に改めます。

第7条第2項につきましては、認定可否どちらにも使用できる書式としておりますことから、「就学援助費受給決定通知書」を「就学援助費支給決定・却下通知書」に改めます。

第4号様式については、不服があった場合の手続き等を示す、教示文を追加いたしました。

教 育 長

これより質疑に入ります。
ご質問、ご意見がございますでしょうか。

教 育 長

それでは、お諮りいたします。
議案第3号「鎌ヶ谷市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示の制定について」は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんでしょうか。

教 育 長

議案第3号「鎌ヶ谷市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示の制定について」は、ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

以上で、議決事項を終了します。

【報告事項】

学務保健室長

報告第1号「鎌ヶ谷小学校の学級増に伴う通学区域の見直しに係る対応（案）について」ご報告いたします。

通学区域見直し検討地域選定の視点は、3点ございます。

- 1点目、児童生徒が安全に登下校できるルートが確保されること。
- 2点目、市民に与える影響の大きさを考え必要最小限の地域とする。

3点目、地域コミュニティの重要性を考えできるだけ自治会を分断しないよう配慮する。の3点となります。

通学区域見直し検討地域は、別添2の3か所となります。

通学区域見直しまでのスケジュールについては、平成29年7月1日には、見直し後の通学区域での就学校の指定ができるよう見直し作業を進めてまいります。

通学区域見直しに伴う移行措置については、教育的配慮の観点から実施するものとし、移行措置の実施時期については、関係者への説明を行った後、「通学区域見直し前」と「通学区域見直し後」に分けて、対応したいと考えております。

学校教育課長 報告第2号「中学校総合体育大会の結果について」ご報告いたします。

関東中学校総合体育大会には6名の生徒が参加いたしました。

入賞につきましては、陸上競技女子1500メートルで第二中が第4位、水泳女子200メートル自由形で第四中が優勝、女子40メートル自由形で第四中が第2位でした。

全国中学校大会には、陸上競技に4名の生徒が参加いたしました。入賞につきましては、女子800メートルで第四中が第3位でした。

生涯学習推進 報告第3号「北海道ファームステイについて」ご報告いたします。

課主幹

平成28年8月8日から平成28年8月11日までの3泊4日で、市内の小中学生22名が参加した北海道ファームステイ事業の報告を行います。

この事業の目的は、農場体験などを通じ、鎌ヶ谷市ではなし難い体験を通じて、未来を担う「青少年の生きる力」を育み、併せて自分たちの住む町を見つめ直すことにより「ふるさと意識の醸成」を図るために行っているものでございます。土幌町交流事業実行委員会及び鎌ヶ谷市教育委員会の共催事業として平成6年度から行っており、今までに延べ732名が参加している事業です。平成26年度からは、鎌ヶ谷市と土幌町とは、1年ごとに交互に交流を行っております。28

年度は、鎌ヶ谷市が士幌町を訪問いたしました。

児童生徒が北海道で体験する姿をDVDにまとめましたので、ご覧
いただきたいと思ひます。

各所属長 報告第4号「平成28年9月の行事予定」について、資料に基づき
説明を行いました。

学校教育課長 報告第5号「学校の近況報告について（指導）」について説明を行
いました。

副参事 報告第6号「学校の近況報告について（管理）」について説明を行
いました。

教育長 以上で、報告事項を終了します。
本日の定例会における議決事項、報告事項については、すべて終了
いたしました。教育委員会8月定例会を終了いたします。

鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第32条の規定に基づき署名する。

平成28年9月7日

教育長 皆川 征夫

教育委員 庄司 剛彦

作成者 関 正人